

## 令和3年度

### 第1回草津市男女共同参画審議会 会議録（概要）

■日時：

令和3年8月6日（金）10時00分～12時00分

■場所：

キラリエ草津4階 402会議室

■出席委員：

筒井淳也委員（会長）、重原文江委員（副会長）、今里佳奈子委員、植村正雄委員、宇野彰一委員、宇野房子委員、窪田明裕委員、杉江由紀子委員、谷口暢生委員、中睦委員、中島綾香委員、前野明子委員、松村裕美委員、山本寛委員、山田容子委員

■欠席委員：

なし

■事務局：

柴田理事、岸本総括副部長、大野所長補佐、藤田主査

■傍聴者：

0名

## 1. 開会

---

【事務局】

委員の皆様にはお忙しい中、令和3年度第1回草津市男女共同参画審議会の御案内をさせていただきましたところ、御出席をいただきありがとうございます。

最初に、お持ちいただきました第4次草津市男女共同参画推進計画52ページにございます、草津市男女共同参画審議会規則第3条第2号に「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」とありますが、本日は半数以上の出席をいただいております。本日の会議が成立したことを御報告いたします。また、本日は、コロナウイルス感染拡大の防止対策としてマスク着用・入口での消毒・会議室の換気、マイク使用時の消毒を行いますので御協力よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、男女共同参画担当理事の柴田より一言御挨拶申し上げます。

【柴田理事挨拶】

## 2. 自己紹介

---

### 【事務局】

次に、今年度における第1回目の審議会ということで、委員の交代および事務局の異動もございましたので、委員の皆様にも、資料2の席次表順に自己紹介をお願いいたします。

### 【委員および事務局の自己紹介】

## 3. 議事

---

### 【事務局】

それでは、これより議事に移りますが、本日会長はオンラインでの参加のため進行は副会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 【副会長】

それでは、これより議題に入りますので、本日も皆様活発な御意見をよろしくお願いいたします。では、早速ですが、草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

草津市男女共同参画推進計画の進捗状況等について

- ① 数値目標における令和2年度実績については、資料3-1 資料3-2
- ② 各施策の令和2年度実績および令和3年度計画については、資料4を用いて説明

### 【副会長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様、御質問、御意見はございませんか。

### 【委員】

数値目標の項目9「男女共同参画センターの「女性の総合相談」「DV相談」の延件数」があがっているが、目標数値をみると延件数が増えていく目標設定になっている。DV等の相談が増えるのを期待しているようで誤解を招きかねない。「潜在的にある課題や相談を取り上げていきたいため」といった注釈をつけてはどうですか。

### 【事務局】

DV相談は、将来的には無くなるのが理想だが、どこにも相談できていないケースが多いことや、センターとなり相談体制の充実を図っていききたいこと等を踏まえて、相談件数は増える見込みで数値をあげています。また、将来的に、DVの相談件数は増えても、DV

の相談をしたい方の人数は減るとというのが理想と考えています。注釈については、検討したいと思います。

**【委員】**

計画の本文中でLGBT等とあるが、最近ではLGBTQという表現もあると思いますがどうですか。

**【事務局】**

表現にはいろいろあることは、承知しておりQ以外にもあることから、計画の中では一旦「等」という表現としています。

**【委員】**

啓発紙「みんなで一歩」について、昨年は2回の発行だったが、今年度から1回になった理由は何ですか。

**【事務局】**

予算の関係と、回覧物や配布物が多いという町内会の負担軽減のもと今年度から1回にしたものです。ただ、5月からキラリエに入居しセンターとなったことから、情報発信の幅は広がりキラリエの入居団体と協働での情報発信や県の男女共同参画センターと合同での情報発信も可能となったことで啓発手段の選択肢が増えたと感じています。

**【委員】**

町内会の役員の女性比率が上がらない課題についてですが、町内会の役員は、順番に回ってくる人が多いようにも感じています。女性比率が上がらないのは、ずっと同じ方が役員をやっているからなのか、順番で役員が回ってきても世帯主の名前をあげるから男性が多くなるのか現状をどのように把握されているのですか。

**【事務局】**

役員の選出方法はそれぞれの町内会で決められており、順番にまわってきている場合において世帯主が出ているのかそうでないのか、性別で役割を決められている町内会もあるのか、決め方についてはまちまちであると認識しています。調査をしていないので把握はできておりません。

**【委員】**

町内会の役員の選出状況については、町内会の歴史や背景があり一律に市からの指導はできず選出方法についてもまちまちで、把握していないとのことだが、現状がそうだから

ら、そのままにしておけばいつまでたっても変わらないと思います。女性の参画率向上のために取組む施策はなくゆっくりと状況が変わるまで待っているということだけでしょうか。

#### 【事務局】

町内会における役員の選出方法までは市から言いにくい部分もあり、男女共同参画センターでは5年ごとに町内会を対象に男女共同参画に関するアンケート調査を実施しています。調査項目には、町内会の役員の男女別人数や役割において男女で分けていないか等の項目を設けています。調査の年が、ちょうど今年にあたるので、調査をする中で啓発も兼ねて実施していきたいと思います。

#### 【副会長】

町内会の男女共同参画は重要なことであるが進みにくいのが実態。町内会あての出前講座も男女共同参画センターでやってもらっているがなかなか進みません。最近では、町内会に入らない人もおられる一方、NPO活動等では女性が多く活動されている場合も多く、町内会事体の存続も難しくなっている中、女性の役員がなかなか増えないのが現状だと思います。

#### 【委員】

各施策の実績の「子育て支援の充実（子育て相談センター）」の記述の中で、「妊娠届を受理する際にすべての妊婦に対して利用計画を作成するとともに、特に支援を必要とするケースにおいては個別の支援プランを作成することで、早期の支援につなげました。」とあるが、特に支援が必要なケースとは、具体的にはどのようなケースで個別の支援プランとはどのようなものですか。

#### 【事務局】

子育て相談センターに詳しく内容を確認し後日報告する。

##### 【子育て相談センターに確認した内容】

- ・すべての妊婦に対して母子手帳を発行する際に、出産に関して母親の思いや不安、心配事、課題等はないか等のアンケート調査を実施し、その回答を基に、今後何ができるか、公の支援や利用できるサービスは何か等々の個々の利用計画（すくすくプラン）を作成しています。
- ・特に支援を必要とするケースとは、すくすくプランの中で、さらに色々なリスクや課題があると保健師が判断したケースで、一定の基準があるというよりもケースバイケースで対応しています。
- ・個別に作成する支援プランとは、上記で特に支援が必要と判断された場合には、居

住地の学区担当の保健師が個別に対応を行い、個々のケースにあった支援プランを組み立てていきます。その後、学区担当の保健師が家庭訪問を行う他、母子の状況や経過を見ながら4カ月ごとに支援プランの見直しを図っていきます。

**【委員】**

施策の24「女性の就労のための支援」の中で、就労相談の記載があるが商工観光労政課との区分けは、どのようにされているのですか。

**【事務局】**

商工観光労政課は主に、市内在住の方で、障害のある方、ひとり親家庭の保護者、学校卒業後働くことができていない若年者、在日外国人など様々な要因から働きたくても働く事のできない方（就職困難者）に対して就労支援を行っています。男女共同参画センターでは、商工観光労政課で対応できるケースの場合は連携しつないでいます。商工観光労政課のケースでない場合は、具体的に就労を紹介することは行っていませんが、他の機関や他の所属の情報提供を行い、場合によっては同行支援等も行っていきます。

**【委員】**

資料4のp8に掲載の男性の家事育児介護への参画事業で、男女共同参画のフォーラム等については、労働者も対象となってくるので労働者福祉協議会や商工会議所がお手伝いできるのであれば協力をしたいと思います。また予算面で印刷の経費が無いようであれば、データをいただくと各事業所に送ることも可能なので色々協力できると思います。

**【事務局】**

啓発紙については11月1日頃発行予定ですので、また御協力をお願いいたします。

**【会長】**

数値目標7について優良企業の認定制度は、県の認定制度ですか。また事業所単位かあるいは企業単位ですか。

**【事務局】**

県の認定制度です。

単位は、申請時に企業単位での申請か、事業所単位での申請かを選択することになっており、市内に同一企業の事業所が数か所あった場合、企業で申請か、個々の事業所単位での申請かは選択して申請してもらい、県は申請のあった単位で認定を行っているとのことです。（県へ確認済）

**【会長】**

資料4の施策番号8に男性の育児休業等の取得促進とありますが、男性の育児休業取得率または、取得の期間はどうなっていますか。最近制度変更で、取得意向の確認が義務化されたということを受け、市内データが難しいと承知していますが、市役所だけでも、データの公表をしてはいかがでしょうか。

**【事務局】**

草津市内事業所の男性の育児休業所得率を出すことは難しいですが、女性活躍推進法で、地方公共団体は、特定事業主として、女性の活躍に関する状況の把握や分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなり、草津市役所もこの計画を策定し数値目標の一つに「育児休業を取得する男性職員の割合」の項目を設けています。所管する職員課は毎年推進状況を公表していますので、参考として次年度から施策8番の報告内容に含めさせていただきます。なお、取得可能な期間は子どもが3歳に達する日までであるが、男性職員で取得される場合は1年未満が多いのが実態です。

**【会長】**

施策番号12の相談体制の充実、施策番号13のDVの防止および被害者支援に関連して。コロナで顕在化しましたが女性の自殺者数が増加しています。同居人以外との接触制限がストレスになっている可能性もあると考えますが、相談体制としては、別枠になるのか、それとも男女共同参画センターで対応できるのですか。

**【事務局】**

DV相談については、男女共同参画センターで対応させていただいています。また、自殺に関わる相談については女性の総合相談窓口にご相談があれば、男女共同参画センターで対応しながら、必要と思われるケースについては自殺予防に関しての所管課の健康増進課と連携をとりながらの対応を行っています。

**【委員】**

審議会における女性の参画率の課題について、社会構造的に、男性が団体のトップになっていることが多いことから、この数値で本当によいのか、女性委員の参画率の捉え方等がこれでよいのかを見直していく必要もあるのではないのでしょうか。

近年SDGsの考え方が企業でも浸透し社会の流れとなっている中、ジェンダーニュートラルという考え方も今後主流となりつつあります。このSDGsの課題と、審議会等における女性の参画が今までできていないという課題がすり替えられないようにしてもらいたいと思います。

審議会の委員は、男性、女性それぞれ5割を目標としている一方、性別を問わないというジェンダーニュートラルな考え方もあるので方向性の整合性を考えていくべきです。

**【事務局】**

SDGs 中のジェンダー平等という目標については、男女共同参画の啓発のチャンスととらえているので啓発をしていきたいと思います。また、男女で数値を分けて考えなくてもいいのではという考え方もありますが、審議会等意思決定の場に女性が参画できず、地位も低いという現状もまだまだあるので、それらの課題は別のものとして考えていきたいと思います。

**【委員】**

数値目標の中の、女性活躍推進企業の認定制度について各企業が更新をされないのはなぜですか。

**【事務局】**

この登録制度で県に認定されるメリットとして、公共調達への優遇、建設工事におけるポイント加算、県のHPでPRができる、女性活躍の推進という面で企業のイメージUPにつながる等が挙げられるものの、認証期間が過ぎれば再度申請が必要となってくることから、メリットを感じられない企業においては更新されていないものと考えられます。

**【委員】**

資料4のp1の施策3「男女共同参画に関する情報の収集・提供」について図書館の本の選定についてですが、これはいい図書だとか、これはダメとかどのように決められていますか。一部の市民の個人的な意見により左右されていないですか。

**【事務局】**

図書館の本の選定については、図書館司書が選書し購入している。図書館に配架したあとに意見や批判があったということは、最近では聞いたことはない。

**【委員】**

資料4の各施策の取組p2の施策番号6「性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善」の令和2年度実績がないのはなぜですか。

**【事務局】**

教育総務課において、学校教育現場のハード面での環境整備を行っていますか。令和3年度には老上中学校で誰もが使用できる多目的トイレを新たに整備する予定であるが、

令和2年度においてはそういった工事がなかったことから、実績なしとなっています。

**【委員】**

資料4の各施策の取組p5の施策番号12から14の相談体制で関係窓口・機関との連携等とありますが、関係機関等を明確に記載することで、担当部署等の動きも分かりやすいのではないですか。

**【事務局】**

連携については、個々の事業やケースに応じて連携部署が変わっていきます。例えばつながりサポート事業については、人権センター、少年センター、社会福祉協議会、人々くらしのサポートセンター、家庭児童相談室等と連携をしています。計画において、明記はいたしません、必要に応じて必要な部署と連携できるようにしています。

**【委員】**

資料4のp9施策番号26の令和3年度計画の中で、「政治分野における女性の参画促進に努めます。」とあるが、意思決定の場に女性を送り込むために、男女共同参画センターとしてはどのような計画があるのですか。

**【事務局】**

法律の改正に伴いハラスメントに関して行政の責務も追加されたことから、市議会において内容を検討されていると聞いています。次回の審議会では、何かしら報告できると思います。

**【委員】**

議会だけの取組ではなく、日々の生活が政治につながっていくという意味では、女性も政治に参画すべきという啓発を男女共同参画センターとしてどのように行うのですか。

**【事務局】**

市の意思決定の場である、審議会においても女性の参画が4割を満たしていない状況であり、男女共同参画センターにおいても、市民参加についての研修を含め、まずは市政に関心を持ってもらう等の啓発も行っていきたいと思っています。

**【委員】**

資料3-1数値目標の町内会役員の女性参画率や審議会の女性参画率について、そもそも代表は男性、副代表に女性という事が定着していることも多く、今の社会ではやはりトップに男性が多いのが現状と考えます。そうした現状を踏まえ、市の審議会78の内、



会長が女性という審議会はいくつあるのか把握されていますか。また、町内会での女性の代表や副代表が少ないというのであれば、視点を変えて代表の女性は何人か、役員には女性が何人かとかでもいいのではないですか。また、子ども達が男性だからとか女性だからとかに捉われることなく代表を決めているのかという思いから生徒会での男女の割合も知りたいと思います。町内会の参画だけで男女共同参画の推進状況は図れないので数値目標についても考え方を考えていけばどうですか。

#### 【副会長】

いろんところで男女共同参画は進んでいないが特に地域では進んでいないと思うからこの数値目標になって表れていると考えています。

昔は、男性がトップにという感覚はありましたが、今の若い世代において生徒会長等はどういう状況ですか。

#### 【委員】

今までの学校生活で生徒会長は男性が多かったように思いますが、ただなっている理由が男性だからではなく、候補者に男性も女性もいてたまたま票が割れて男性になったというイメージ。やりたいと思っている女性もいるので、生徒会では、そのことも考慮していく必要もあると感じます。大学生になって、その他の場面では、男女を意識して決めているということはないように感じる。

#### 【委員】

資料3-1の数値目標の女性活躍推進企業の認定制度について更新されない企業があると云われましたが、HPで企業のPRや認証マーク等の発行により見える化されていくとよいのではないかと思います。また、資料4のp5施策12から14の相談体制の充実として連携をあげていますが、自分の経験からも相談の中で連携は本当に大切と感じています。ここには人権センター等の相談窓口もあり連携しやすい環境にもあります。連携対応人数22人という実績もありますが、これ以上に連携できた相談も多くあったとは思いますが、今後も連携の強化をお願いします。

#### 【事務局】

承知しました。

#### 【委員】

審議会での女性委員の参画率についてですが、昨年度は対象となっていなかった6つの審議会において女性委員の参画率が悪かったということですが、それらの審議会では働きかけができていなかったのか。なぜ低い参画率となったのか分析をお願いしたいで

す。

#### 【事務局】

審議会の参画率については、市民参加条例では男女の比率が共に4割以上、男女共同参画推進条例を踏まえた草津市女性委員の審議会等への参画の促進に関する要綱では、審議会等の委員に占める女性委員の比率が50%となるよう定めており、市ではそれらを目標としているところです。このため審議会の委嘱決裁において男性、女性の割合が共に4割に満たない場合においては、今回講じた策および、次回委嘱の際に対応する方法を記載し男女共同参画課でチェックするというルールのもと行っており、働きかけは所管課でも行っているところです。

また、審議会の会長には、学識経験者がある大学の教授になっていただいていることが多く、大学の教授には男性が多いことから、審議会の会長も必然と男性となる審議会が多いのが現状となっています。町内会の役員についても同様に男性の会長が多いのが現状であり各関係団体から市の審議会へ出ていただく際には、会長以外の方でも良いので可能な限り女性の参画をお願いしたい旨を添えて推薦依頼をしたり、審議会の構成見直しの検討をしたりして女性の参画率向上に努めています。

#### 【副会長】

この審議会の中で、ずっと0%という審議会もあり。それはおかしいのではないですか。選挙管理委員会でもなぜ女性の参画率がずっと0%と続いているのか昔からの慣例で委員を決めていないか。地方自治法で委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものとされています。時代も変わり、人口の半分が女性で、女性の選挙権もある現代において選挙管理委員会の委員が男性ばかりが続いているのはおかしいと思います。他市においては女性が委員となっている市もあり、女性がなれない理由もなく見直しが必要だと思います。

#### 【委員】

委員の女性参画率について、人口の約半数が女性であると考えれば参画率50%と掲げるのは行政としては当然のことと思います。それがどの程度難しいのか、そうでないのかは分野によって違うことも踏まえておきながら、資料3-2のように参画率を一覧で見える化すると状況がよく分かり、選挙管理委員会のように0%が続いているのはおかしいのではないかということも、こうして数値化すると分かるので大切です。ただ、こういった指標の数値だけで達成できたから良いと安心してしまうのは、違う部分があります。例えば、男性の育児休業の取得において、女性の育児休業の取得時間や期間とは圧倒的に違います。また町内会においても会長が男性、副会長に女性ということも多くあるので、もう一步踏み込んだ分析も今後大切と感じます。

行政が関われる団体等は達成のために働きかけやすいですが、そうでない団体や地域等での達成はなかなか難しいですが地道な働きかけが大切と思います。

女性の人手不足等の課題で、大学との連携も考えていただくと大学との連携で解決できそうな事があれば大学も関われるので、より効果的な進め方というものを模索することが大切であると思います。

**【事務局】**

大学との連携に関しての御意見ありがとうございます。

色々な関係機関との連携により、啓発も充実させていきたいと思っています。

**【委員】**

資料4 p 6 施策1 7「性暴力防止に向けた啓発と相談」の中で、性被害については、身近な人からの性被害があるのが現状です。どのような啓発を今はされているのですか。

**【事務局】**

次世代育成男女共同参画事業として市内の中学校・高等学校においてデートDV防止や性の健康教室の授業を実施いただく際の講師派遣を行っています。性に関する啓発は、今後も継続して実施していきたいと思っています。

**【委員】**

DVについては、加害者側への働きかけも大切ですが何か対策はあるのですか。

**【事務局】**

他市では実施されていると聞いていますが草津市独自では、教育プログラムを実施していません。京都や大阪では実施されているので、情報を収集し発信をしていきたいと思っています。

**【副会長】**

学校の現場における、性被害等の相談はどのような対応がなされているのですか。

**【委員】**

教育相談月間という期間をどこの小中学校も年間何回か設けており、家庭での性被害やDV、暴力等に関する相談も受けることがあります。その期間以外でも養護教員が相談を受けることもあります。子ども達から相談があった場合には、教育委員会の児童生徒支援課や市役所の関係課と連携しながら対応にあたっています。スクールカウンセラーもおり、相談を受けることもありますが全てのケースをキャッチできているかは分からない

いのが現状です。

#### 【委員】

昨年度はコロナの影響を受けた方からの相談が顕著でありました。特に保育所に入所するための活動として例年は秋ごろから就職活動をされるケースが多いですが、昨年度はコロナ禍ということもあり入園をあきらめた方も多くおられました。

また待機児童の面において、保育料が無料となった年にはたくさんの待機児童が出ていましたが、最近の滋賀県内では4月の時点での待機児童0の市町が多いと把握しています。ワークライフバランスや育児休業等の制度の整備や普及の影響も大きいと感じています。

ただ、保育園のあきらめは、就労のあきらめにつながる。また育休あけや時短勤務あけに正規職員からパートに切り替えられる母親も多いことから、法の整備だけでなく、ワークライフバランスや働き方改革について個人に対してだけでなく企業への啓蒙にも力を入れていって欲しいと思います。

#### 【事務局】

女性が働き続けるためにワークライフバランスはとても重要と捉えており、定時には帰れる職場環境、働きやすい職場の整備はとても大切と考えています。今年度は働き方改革やワークライフバランスに直接関係する事業は実施しませんが、センターのオープニング記念事業の一環として12月4日にフォーラムを実施する予定であり、企業に対してもできるだけ参加を促していきたいと思います。また、啓発紙については、町内会だけでなく企業向けにも配布しています。

#### 【委員】

企業内において女性の就業率を上げていくのは重要と考えています。ただ、商工会議所の中では、ほとんどが家族経営と個人事業主であり、人を雇い入れることも現状として難しい面もある状況で、女性の率を上げるのは大変な事と感じます。この審議会では、数値目標をどうやって上げていくのかという議論も必要と思われる中、草津市独自の取組も必要と感じます。国は男性の育児休業の取得促進に力を入れており、男性が育児休業を取得すると国から奨励金が交付されるという制度がありますが、こういった制度を利用していくことで男性の育児休業が促されると考えるので、女性の参画率を上げるためには何か企業にとってもメリッ的な事も考えられると良いのではないのでしょうか。

#### 【事務局】

草津市独自の制度として、何かメリッ的なことができると思います。現状としては難しい状況です。ただ、頑張っ取り組まれている企業を啓発紙の中で取り上げていく等

の工夫をして、メリッ的な事ができないか今後考えてみたいと思います。

**【委員】**

草津市の制度で、女性の就業率が上がれば入札のポイント加算があるという制度はすでにあるのではないですか。

**【事務局】**

以前からあり、その通りです。ただ、入札のポイントのため、一部の分野におけるメリットであるとも感じます。

**【副会長】**

国がすること。県がすること。市がすること。また草津市独自でできることもあると思います。今、県が男女共同参画の計画のパブリックコメントを実施している、委員の皆さんもぜひ意見を出していただきたいと思います。

それでは、意見が出尽くしたようですので、議事については一旦終了します。

## 4. その他

---

**【副会長】**

次に事務局から事務連絡をお願いします。

**【事務局】**

その他の案件としまして、2点お知らせさせていただきます。

まず1点目は、9/4の男女共同参画センターオープニング事業の御案内です。本日お机にも開催案内通知を置かせていただいておりますが、5/6に開催予定しておりましたオープニング事業を9/4に変更し開催させていただくことになりましたので、お時間の許す限り御参加いただきますようお願いいたします。なお、本事業におきましてもコロナウイルス感染拡大予防対策として定員を設けておりますことから参加いただけます場合は、事前にお申込みいただきますようお願いいたします。

次に2点目ですが、今年度は審議会を2回開催させていただきたいと考えております。来年の2月か3月に開催させていただく予定ですが、詳細については、また時期が近づきましたら御連絡させていただきたく存じますので、よろしくようお願いいたします。本日は長時間にわたり御審議賜りありがとうございました。